

平成31年2月7日策定

平成31年4月1日施行

埼玉県立滑川総合高等学校の部活動の在り方に関する方針について

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立をとおして、充実した学校生活の実践を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動の実践をとおして、生徒の心身の健康の増進を図る。
- (3) 「自分で考えて、自分で判断し行動できる自主自立の人間形成」と「これからの社会を生き抜ける人材の育成」を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が活動方針、年間・月間の活動計画及び活動実績記録簿を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、部活動保護者会または文書によって、該当する部活動の生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。
- (5) 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 各部顧問は施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- (2) 管理職は体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会が中心となり、定期的に情報交換を行う。(部活動担当分掌設定)
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 保健環境部が中心となり、教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修会を実施する。
- (6) 各部顧問は効果的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるように工夫する。また、管理職は校内研修の開催や校外で実施される研修会・講習会等への積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、通知等により保護者の理解を得ると共に、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 原則として週2日以上以上の休養日を設ける(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)。対外試合等のためこれを実施できない場合は、年間を通して104日以上以上の休養日を確保する。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則として禁止とする。練習時間の倍以上の考査学習を実施する場合は原則から除外し、管理職の許可を得て実施する。
- (3) 活動時間は準備時間やウォーミングアップ、クールダウン時間を含めないが、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (4) 長期休業中は、(1)の休養日の設定に準じると共に、連続する3日以上以上の休養日を設定する。
- (5) 顧問と生徒で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- (6) 部活動実施環境に気を配り、高温下での練習等は控える。「暑さ指数(WBGT)」を指標とし、WBGT31℃以上は原則運動禁止、WBGT28℃~31℃で練習する場合は、頻繁に休息を入れながら生徒の体調変化に注意して練習する。

暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。(環境省熱中症予防サイトから)